

退職共済等給付規程

社会福祉法人元気の里

退職共済等給付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とから就業規則に基づき退職金給付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 法人 社会福祉法人元気の里とから
2. 施設 法人が運営する各事業所
3. 職員 法人が運営する前項施設に、常勤職員で採用され、決められた就労時間以上で働き、かつ全てのシフト勤務が可能なフルタイム勤務の職員を言う。
4. 共済会 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）
5. その他 法人が独自で積立する退職金制度

(給付)

第3条 職員として採用の日から引続き2年以上勤務し退職した時は、その者にこの規程により退職給付金を支給する。ただし、その者が死亡退職の場合は労働基準法施行規則第42条から第45条に定める範囲及び順位に支給する。

1. 給与規程区分が3級職以上の役付職で、賞与区分が4級相当と同様のフルタイムで勤務する者は、中小企業退職共済会に加入する。
2. 給与規程区分が3級職以下で、フルタイムで勤務する一般職は、法人独自で退職金を積み立てる。

(給付額)

第4条 退職給付金の額は、共済会及び法人独自で定めた額とする。

(勤続期間)

第5条 勤続期間の計算は、共済会の定め及び法人独自が定めて計算された期間とする。

(給付の制限)

第6条 退職給付金は、次の各号に該当する者には支給しない。

1. 勤続年数が2年に満たない者
2. 懲戒解雇された者

3. 退職した職員が再就職の職場において、当法人が加入していた共済会に加入しており、かつ継続して加入できる者で、その者から希望のあった場合

(勤続期間の継続)

第7条 同共済会に加入している施設又は団体から引続き職員として採用された者の勤務期間は、前勤務の期間を通算する。

(掛金の期間)

第8条 退職金積立期間は、法人の財政状況を判断しながら、65歳の到達月末迄とする。功労状況や勤務年数により65歳到達の年度末までとする事ができる。なお、その後の就労有無に関わらず退職金積立は行わない。

(掛金の重複)

第9条 法人独自積立と中小企業退職共済会に、掛金が混在している場合の取り扱いは以下とする。

1. 法人独自で積み立てた分は、本人の退職等掛金終了の時まで法人が保管する。
2. 中小企業退職共済会の分は、要件が消失した段階で本人へ支給する。
3. 法人独自で積み立てていた者が、昇格等により中小企業退職共済会に加入する権利が発生した場合、この規程でいう終了期間が明らかで、中退共の掛金が支給額以上にならない場合は、その金額を法人独自の積立分として継続積立する事ができる。

第10条 この規程に関し、その他必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。(文言整理)

退職金積立の金額

級区分	金額(月)	加入団体
1級	1,500円	法人独自
2級	2,000円	法人独自
3級	2,500～5,000円	法人独自・中小企業退職共済会の混在
4級	5,000～9,000円	中小企業退職共済会
5級以上	10,000円～	中小企業退職共済会

※勤続年数原則2年経過後から加入する。

※中小企業退職金共済（中退共）は、年数により掛金が下回る場合がある。

※上記加入団体に、退職金が積み立てられ始めて支給される。